



# 個人情報保護法「いわゆる3年ごとに見直しに係る検討の中間整理」に対する意見

2024年7月31日

日本IT団体連盟

## 総論

個人情報の取り扱いが現状どのようになっているのかを明確にすることがEBPMに基づいて政策形成をしていくためには不可欠であり、その観点からコメントを申し述べる。

なお日本IT団体連盟では、いわゆる3年ごと見直しに係わる多岐に渡る意見があり、それらを別途パブリックコメントとして提出した。

# 第1 はじめに（中間整理の位置づけ等）について

- 個人情報保護法第1条が「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮」することを定め、令和2年改正法附則第10条で「個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し」と規定されていることに照らして、個人情報保護委員会として、具体的にどのように個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を捉えているのかを明確にさせていただく必要がある。
- 「匿名加工情報」、「仮名加工情報」が具体的にどのように活用されているのか、あるいは、活用されているとまでは言えない状態にあるのか、前回の改正で追加された「個人関連情報」が個人情報を巡る規律の中でどのような役割を果たしているのか、例えば、電気通信事業法の外部送信規律との関連で十分な役割を果たせているのかどうか、EUとの十分性認定により行われている個人情報の流通の実情がどのようなになっているのか、について十分な説明を頂きたい。

## 第2 個別検討事項について

### ▶ 課徴金、勧告・命令等の行政上の監視・監督手段の在り方について

課徴金制度の導入は、特に国内事業者に対して非常に強い萎縮効果を生じさせる懸念があり、その導入の要否については極めて慎重に議論されるべきである。そのため、課徴金制度の検討の前提として丁寧に立法事実を検討頂きたい。また、課徴金が導入された場合、サイバー攻撃者に対して身代金を払う方が経済的な利益があるという判断を行い、報告義務にも従わず課徴金も逃れるといった事態が発生する可能性もあり、課徴金制度が社会全体の安定を却って損なうというような事態をどう避けるかについても説明いただきたい。

## 第2 個別検討事項について

### ▶ 漏えい等報告・本人通知の在り方について

「漏えい等報告の趣旨は、委員会が事態を早急に把握し、必要な措置を講ずることができるようにすることに」あるとしているが、サイバー攻撃を受けたケースについて、個人情報保護委員会が具体的にどのように必要な措置を講ずることができるのか、サイバーセキュリティの専門家の人数及び体制を含めて詳細を説明頂きたい。

また、①漏えいした個人データが提供元以外では特定の個人を識別することができず、当該データおよび提供元以外の者が通常取得できるデータを組み合わせても本人に到達することができない場合、②提供元との間で提供された個人データを適切に取り扱う義務を負う契約関係等のある他者に対する漏えいが生じた場合、③漏洩した個人情報が多数によって既に取得されている、あるいは公表されている項目（氏名、性別、組織名など）の場合、などは本人の権利利益の侵害は通常想定されないことから報告等の義務を不要としてはどうか。

## 第2 個別検討事項について

### ▶ 本人同意を要しないデータ利活用等在り方について

本人同意に加えて、契約履行のために必要な場合や正当な利益がある場合についてもデータ利活用ができる旨の条項の追加を頂きたい。また、WEB上に記載されており誰でもアクセス可能な個人情報については記載の目的に沿った利用であれば本人同意なく利活用できる旨についても追加頂きたい。

